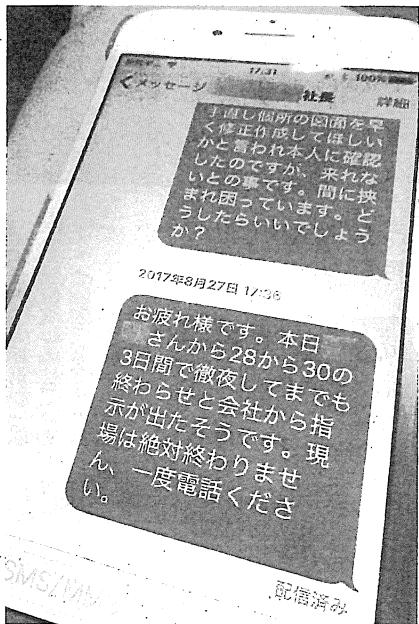
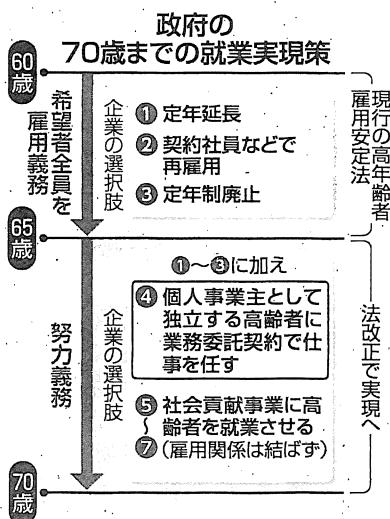


# 高齢フリーランス 安全網ないまま



喜彦さんは設備会社社長にショートメールで、工期の厳しさを繰り返し訴えたが、一度も返信はなかったという=喜彦さんの遺品のスマートフォン（一部画像処理）



## 働き方改革の死角 高年法改正で不安定就労加速

七十歳までの就労を進めるため、政府が提出した高年齢者雇用安定法（高年法）改正案の国審議が今週にも本格化する。人手不足や社会保障財源ひっ迫を受け、高齢者にも若い手になつてもう狙いだが、「高齢フリーランス」量産の懸念をはらむ。（生島章弘、写真も）

高齢者労災増加の恐れの面

警察の遺体安置所に横たわる夫の顔は無精ひげに包まれ、深いしわが刻まれていた。滞在先に残されていた紙には「もうつかれた」の言葉。「パパは仕事で家を空けることが多かつたから、今

夫の喜彦さん＝同＝がアパートで自死したのは六十六歳の誕生日翌日の二〇一七年九月五日。その年四月

## 月140時間残業 66歳男性自死

から関東に単身赴任、日立製作所が受注し、下請けの中小設備会社が施工してい

た製薬工場の配管工事の現

場責任者をしていた。

喜彦さんは会社を定年退職した後、配管工事などを手掛けた個人事業主として独立。設備会社とも雇用契約ではなく、業務委託契約を結んでいた。個人事業主は会社員と異なり、労働時間上限の定めがない。七月四時まで」の二十時間に及んだ。八月は月百時間の過労死ラインを大幅に超える一百四十時間も残業していた。

喜彦さんは毎日、勤務記録を設備会社に提出し

ていたが、長時間労働は放棄された。報酬は月額一括で払われ途中で投げ出されとも困難だった。

喜彦さんの遺族による労災申請も難航。個人事業主でも会社から指揮命令を受けた労働者同様、対象になれる。だが、弁護士に相談しても「個人事業主だと難しい」と相次いで断られ、四人目もようやく弁護士が決まった。労災認定されたのは一八年六月末。死亡後約十ヶ月たっていた。

働き方の形態がある。高齢者雇用安定法の改正案は公的年金支給が65歳から60歳になったのにに対応、希望する社員を定年延長などの制度導入で全員65歳まで雇用することを義務づけている。雇用確保措置をしない企業を

公表する規定もある。改正法はさらに2021年度から企業に65～70歳の就業支援の努力義務を課す。定期延長に加え、個人事業主などで独立する高齢者を業務委託契約で支援するなどを選択肢としている。

喜彦さんは設備会社社長にショートメールで、工期の厳しさを繰り返し訴えたが、一度も返信はなかったという=喜彦さんの遺品のスマートフォン（一部画像処理）

個人事業主の不安定化を必ず選ぶ。高齢者支援に名を借りて不安定な働き方を増やすのは問題が大き

# 70歳就業 年金開始再引き上げへ地ならし?

## 働き方改革の死角

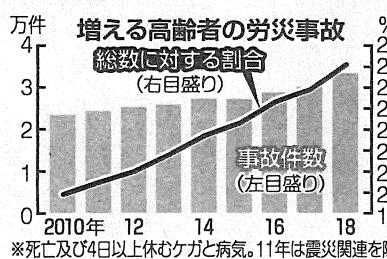
65~70歳の就労環境整備を旗印に、政府が今国会で成立を目指す高年齢者雇用安定法（高年法）改正案は、企業の努力義務を、雇用関係を断ち切った上で業務委託契約を結ぶことも認めているのが特徴だ。年金受給開始年齢のさらなる引き上げも取りざたされる中、厳しい環境で働く高齢者のけがや死亡事故などが増える恐れがある。

（生島章弘）=1面参照

## 高齢者労災 深刻化恐れ

働く高齢者は急増しており、総務省の労働力調査によると六十五歳以上の就業者数は二〇一九年時点では八百九十二万人と、二十年間でほぼ倍増。一方、厚生労働省によると六十歳以上の労災は十年前から約一万件も増え、八年で三万三千件。死亡も全体（九百九人の四割近く）を占める三百四十三人だった。

高齢者は身体機能が低下するにもかかわらず、安全対策が徹底されていないことも原因となりえる。高年法改正案は来年四月の施行



雇用契約と業務委託契約で異なる  
セーフティーネット



労災に分類されず、実態が分からないまま高齢者が仕事で死傷するケースが増えた。日本労働弁護団は先月、緊急声明を発表し、「高齢者を労働法の保護から外し働く者の権利を侵害する」と批判

した。

現行の高年法が企業に六十五歳まで定年延長や再雇用を義務付けているのは年金も給料もない「空白期間」をなくすためだ。会社などが加入する厚生年金制度から全員が六十五歳になると、政府が企業に七十歳までの就労支援の努力義務を課すのは、再び引き上げるための「地ならし」とみる。年金財政は苦しく、政府内では将来的に受給開始年齢を七十歳まで段階的に引き上げる案がくすぶる。それが現実となれば、企業による就労支援も改正案の

「努力義務」から、企業名公表など、より強制力のある「義務」に強化される可能性がある。だが、「中身が個人事業主への業務委託なら、収入も立場も不安定な高齢者を増やすだけにならざるながら働く高齢者は多い。労災関連の訴訟も手掛ける松丸正弁護士は、「政府が『一億総活躍』をうたう以上、誰もが安全に心身の健康を保つて働ける環境をつくることは当然だ。高齢者の保護策を万全にする」ことを優先すべきだ」と語る。

2020年3月17日  
衆議院厚生労働委員会  
立国社 尾辻かな子  
出典：東京新聞 2020年3月15日